

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【報告義務発生日】 令和7年4月30日

【提出日】 令和7年5月8日

【提出者及び共同保有者の 2
総数（名）】

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと、単体株券等保有割合が1%以上増加したこと及び
当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更が生じたこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社シマノ
証券コード	7309
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国の者）
氏名又は名称	ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (First Eagle Investment Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105-0048 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和62年1月14日
代表者氏名	デビッド・オコナー (David O'Connor)
代表者役職	ジェネラル・カウンスル (General Counsel)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 松本 健
電話番号	03-6775-1678

(2) 【保有目的】

投資顧問契約に基づく顧客資産の運用

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			6,255,511
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			249.5
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 6,255,760.5
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		6,255,760.5
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（注）米国預託証券2495ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1ADR = 0.1普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年4月30日現在）	V	87,710,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / （U+V） × 100）		7.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.98

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、下記の者との間で、提出者が有価証券の購入及び売却に関する投資のための意思決定を行う裁量権を認めることを内容とする投資顧問契約を締結している。

名称：ファースト・イーグル・グローバル・エクイティ・シーアイティー
(First Eagle Global Equity CIT)

株数：249.5

名称：ファースト・イーグル・オーバーシーズ・エクイティ・イーティーエフ
(First Eagle Overseas Equity ETF)

株数：9,200

名称：ファースト・イーグル・グローバル・インカム・ビルダー・ファンド
(First Eagle Global Income Builder Fund)

株数：103,800

名称：ファースト・イーグル・グローバル・ファンド
(First Eagle Global Fund)

株数：3,377,090

名称：ファースト・イーグル・アムンディ・インターナショナル・ファンド
(First Eagle Amundi International Fund)

株数：411,390

名称：ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド
(First Eagle Global Value Master Fund)

株数：85,090

名称：コントラ・コスタ・カウンティ・ファンド
(Contra Costa County Fund)

株数：39,600

名称：ユーエフシーダブリュー・オブ・サザン・カリフォルニア
(UFCW of Southern California)

株数：14,200

名称：ソーファイア・ファンド・リミテッド
(Sofire Fund Ltd.)

株数：9,290

名称：ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・ファンド・エルピー
(First Eagle Global Value Fund LP)

株数：28,170

名称：プレミア・インターナショナル・エクイティ・ファンド
(Premier International Equity Fund)

株数：2,800

名称：ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド
(First Eagle Amundi Income Builder Fund)

株数：95,400

名称：アールティーエックス・マスター・リタイアメント・トラスト

（RTX Master Retirement Trust）

株数：26,500

名称：ナショナル・ペンション・サービス

（National Pension Service）

株数：209,200

名称：ファースト・イーグル・グローバル・エクイティ・マスター・ファンド・エルピー

（First Eagle Global Equity Master Fund LP）

株数：43,500

名称：マーサー・ロー・ボラティリティ・エクイティ・ファンド

（Mercer Low Volatility Equity Fund）

株数：7,221

名称：ローカル・ペンションズ・パートナーシップ・インベストメンツ・リミテッド

（Local Pensions Partnership Investments Ltd）

株数：179,300

名称：ファースト・イーグル・オーバーシーズ・ファンド

（First Eagle Overseas Fund）

株数：1,287,470

名称：ファースト・イーグル・オーバーシーズ・バリエابل・ファンド

（First Eagle Overseas Variable Fund）

株数：23,560

名称：ファースト・イーグル・インターナショナル・バリュー・ファンド・エルピー

（First Eagle International Value Fund, LP）

株数：172,530

名称：フェアファックス・カウンティ・ポリス・リタイアメント・システムズ

（Fairfax County Police Retirement Systems）

株数：5,200

名称：ファースト・イーグル・インターナショナル・エクイティ・ファンド・エルピー

（First Eagle International Equity Fund LP）

株数：63,200

名称：ステイト・オブ・アラスカ・リタイアメント・アンド・ベネフィッツ・プランズ

（State of Alaska Retirement and Benefits Plans）

株数：50,500

名称：ファースト・イーグル・グローバル・エクイティ・イーティーエフ

（First Eagle Global Equity ETF）

株数：11,300

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国の者）
氏名又は名称	ファースト・イーグル・セパレート・アカウント・マネジメント・エルエルシー (First Eagle Separate Account Management, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345 (1345 Avenue of the Americas, New York, NY 10105 U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年7月22日
代表者氏名	デビッド・オコナー (David O'Connor)
代表者役職	ジェネラル・カウンスル (General Counsel)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 松本 健
電話番号	03-6775-1678

(2)【保有目的】

投資顧問契約に基づく顧客資産の運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H

新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			216,012.1
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 216,012.1
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T 216,012.1		
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

（注）米国預託証券2,160,120.98ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1ADR = 0.1普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。0.01株未満の株数は四捨五入されている。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年4月30日現在）	V 87,710,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）	0.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	0.20

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、下記の者との間で、提出者が有価証券の購入及び売却に関する投資のための意思決定を行う裁量権を認めることを内容とする投資顧問契約を締結している。

名称：エスエムエー・グローバル・ユービーエス - マネジャー・ディレクテッド

（SMA Global UBS - Manager Directed）

株数：12,371.1

名称：エスエムエー・グローバル・チャールズ・シュワブ - デュアル・コントラクト・シード

（SMA Global Charles Schwab - Dual Contract Seed）

株数：29.7

名称：エスエムエー・グローバル・エムエス・モデル・デリバリー - クライアント・ディレクテッド

（SMA Global MS Model Delivery - Client Directed）

株数：278.51

名称：エスエムエー・グローバル・エムエス・モデル・デリバリー - マネジャー・ディレクテッド

（SMA Global MS Model Delivery - Manager Directed）

株数：33,848.84

名称：エスエムエー・オーバーシーズ・ユービーエス - マネジャー・ディレクテッド

（SMA Overseas UBS - Manager Directed）

株数：49,670.6

名称：エスエムエー・オーバーシーズ・エムエス・モデル・デリバリー - クライアント・ディレクテッド

（SMA Overseas MS Model Delivery - Client Directed）

株数：424.54

名称：エスエムエー・オーバーシーズ・エムエス・モデル・デリバリー - マネジャー・ディレクテッド

（SMA Overseas MS Model Delivery - Manager Directed）

株数：117,793.51

名称：エスエムエー・オーバーシーズ・ニューエッジ・アドバイザーズ - マネジャー・ディレクテッド

（SMA Overseas NewEdge Advisors - Manager Directed）

株数：1,373.5

名称：エスエムエー・オーバーシーズ・チャールズ・シュワブ - デュアル・コントラクト・シード

（SMA Overseas Charles Schwab - Dual Contract Seed）

株数：221.8

（注）0.01株未満の株数は四捨五入されている。

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】**１【提出者及び共同保有者】**

（１）ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（First Eagle Investment Management, LLC）

（２）ファースト・イーグル・セパレート・アカウント・マネジメント・エルエルシー（First Eagle Separate Account Management, LLC）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			6,255,511
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			216,261.6
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 6,471,772.6
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		6,471,772.6
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（注）米国預託証券2,162,615.98ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1ADR = 0.1普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。0.01株未満の株数は四捨五入されている。

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年4月30日現在）	V	87,710,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / （U+V） × 100）		7.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		6.19

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
-------------	----------------------	------------

ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（First Eagle Investment Management, LLC）	6,255,760.5	7.13
ファースト・イーグル・セパレート・アカウント・マネジメント・エルエルシー（First Eagle Separate Account Management, LLC）	216,012.1	0.25
合計	6,471,772.6	7.38